

令和2年度第1回個人住民税検討会

日時：令和2年8月3日(月)13:30～

場所：WEB会議にて開催

1 開会

2 議題

(1) 大規模災害時の災害減免基準について

(2) 個人住民税をめぐる最近の動向

3 閉会

(配布資料)

資料1 令和2年度個人住民税検討会開催要綱

資料2 令和2年度個人住民税検討会委員名簿

資料3 大規模災害時の災害減免基準について

資料4 平成28年熊本地震に係る個人住民税の減免規定の整備について

資料5 個人住民税をめぐる最近の動向

令和 2 年度個人住民税検討会 開催要綱

1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。

こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検 討 項 目

- (1) 個人住民税の現年課税化
- (2) 上場株式の配当等への課税方式の選択
- (3) 大規模災害時の災害減免基準

4. 委 員

別紙のとおり。

5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

6. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

7. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。


令和2年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授
お 小	ぼた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
さい 齊	とう 藤	ゆり 由	りえ 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	岡山商科大学法学部准教授
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授
そ 曾	ね 根	かず 和	し 士	座間市企画財政部市民税課長
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授
ひら 平	い 井	たか 貴	あき 昭	日本税理士会連合会調査研究部長
ふち 渕	けい 圭	ご 吾		神戸大学大学院法学研究科教授
ほそ 細	やま 山	ひで 英	あき 明	石川県津幡町総務部税務課長
まつ 松	ばら 原	たけ 剛	し 史	地方税共同機構事務局長兼企画部長
やま 山	うち 内	きよ 清	ゆき 行	日本商工会議所産業政策第一部長
よし 吉	とみ 富	ひろ 浩	まさ 政	横浜市財政局主税部税務課長

大規模災害時の災害減免基準について

1 災害時に適用される個人住民税・所得税 における各種制度の概要

災害時に適用される納税(徴収)猶予、納期限の延長、減免、雑損控除

	所得税	個人住民税
納税(徴収) 猶予	災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者の申請に基づき、納期限から1年以内の期間を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。(国税通則法第46条)	災害により納税者等が地方団体の徴収金を一時に納付することができない場合において、その納付できないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。(地方税法第15条)
納期限の 延長	国税庁長官は災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内を限り、期限を延長することができる。(国税通則法第11条)	地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、条例の定めるところにより期限を延長することができる。(地方税法第20条の5の2)
減免	災害により自己の所有する住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の50%以上である者で、被害を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下であるものは、 <u>雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免除を受けることができる。</u> (災害減免法第2条)	災害その他特別の事情がある場合において地方税の減免を必要とすると認める者等に限り、 <u>当該地方団体の条例の定めるところにより、減免することができる。</u> (地方税法第323条) <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">  具体的な減免に関する取扱い例を技術的助言として通知(P3参照) </div>
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合、災害関連支出の金額がある場合には、次の金額を所得控除できる。(所得税法第72条) 次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の額+災害関連支出の金額)－年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額－5万円 ※その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除可能。	所得税と同様の措置を実施。 (地方税法第34条、第314条の2)

(注)所得税は、確定申告において、減免又は雑損控除のどちらか有利な方を選択することとなる。

「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」

(平成12年自治事務次官通知)

第3 減免に関する取扱い例

災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。

2 市町村税関係

(1) 個人の市町村民税及び個人の道府県民税（法323、45）

(ア) 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

事 由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全 部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった者	全 部
障害者（法292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9

(イ) その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（略）が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全 部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(参考)災害減免措置の比較

損害の程度 (住宅又は家財 が受けた損害の 金額)	災害減免通知 (住民税)			災害減免法 (所得税)		
	前年中の合計所得金額			合計所得金額		
	~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円	~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円
0~1/10						
1/10~2/10						
2/10~3/10						
3/10~4/10	1/2	1/4	1/8			
4/10~5/10						
5/10~6/10	全部	1/2	1/4	全部	1/2	1/4
6/10~7/10						
7/10~8/10						
8/10~9/10						
9/10~10/10						

(ウ)~(エ) (略)

災害減免等の過去の経緯

●: 国税の動き

○: 地方税の動き

昭和14年 ●旧災害減免法の成立

昭和22年 ●旧災害減免法の全部改正により災害減免法が成立

※以後、災害減免法を改正し、減免措置の対象となる合計所得金額を随時引き上げ(平成7年に現行の1,000万円以下となる)

昭和25年 ○地方税法の各税目に納期限の延長、減免の規定を追加

●所得税において雑損控除を創設

昭和26年 ○地方税法に徴収猶予の規定を追加

※国税徴収法の改正に歩調を合わせたもの

昭和28年 ○「災害に伴う地方税の減免措置等について」(昭和28年自治庁次長通達)を通知

※災害時の個人住民税の減免の具体的な取扱いについて初めて通知(災害減免法に基づく所得税の減免措置を踏まえて記載)

昭和37年 ○個人住民税において雑損控除を創設

昭和38年 ○地方税法において納期限の延長を総則に規定

※災害等の場合には申告等の期限も延長できるよう制度を拡充

昭和39年 ○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(昭和39年自治事務次官通知)を通知

※昭和28年通達の内容に、災害等の場合の申告等の期限延長に係る具体的な取扱い(延長期限は災害のやんだ日から2月以内等)を追加

平成12年 ○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年自治事務次官通知)を通知

※地方分権一括法の施行に伴い、技術的助言に改正(昭和39年通知は廃止)

2 地方団体における大規模災害時の対応

大規模災害時において罹災証明書を活用した減免基準を設けた例

- 大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けた例がある。
- 例えば、仙台市などでは、総務省通知に基づく災害減免基準を条例・規則に定めつつ、大規模災害時における特例を別途定めている。

損害の程度 (住宅又は家財 が受けた損害の 金額)	災害減免通知 (住民税)			災害減免法 (所得税)			罹災証明書による 住宅被害 の程度 ※	損害 割合	仙台市(東日本大震災の特例) 広島市(特定災害の特例)			熊本市 (熊本地震の特例)			北海道厚真町 (北海道胆振東部地震の特例)		
	前年中の合計所得金額								前年中の合計所得金額			前年中の合計所得金額			前年中の合計所得金額		
	~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円	~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円			~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円	~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円	~500万円	500~ 750万円	750~ 1000万円
0~1/10							一部損壊	~ 10%									
1/10~2/10							一部損壊 (準半壊)	10~ 20%									
2/10~3/10							半壊	20~ 40%	1/2	1/4	1/8	1/2	1/4	1/8	1/2	1/4	1/8
3/10~4/10	1/2	1/4	1/8														
4/10~5/10							大規模半壊	40~ 50%				3/4	3/8	3/16			
5/10~6/10	全部	1/2	1/4	全部	1/2	1/4	全壊	50% 以上	全部	1/2	1/4	全部	1/2	1/4	全部	1/2	1/4
6/10~7/10																	
7/10~8/10																	
8/10~9/10																	
9/10~10/10																	

※市町村は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付内閣府(防災担当)通知)等に基づき、住宅の被害の程度について判定することとなっている。

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和2年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全壊※1	大規模半壊※2	半壊※3	準半壊※4	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 全壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。

※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。

※3 半壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊を除く）

※4 準半壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年）による。

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞



検討の方向性

- 大規模災害時において、迅速な減免認定を行う観点等から、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることは、合理的な対応と考えられる。
- 他方で、総務省通知はあくまで取扱い例を参考で示すものであるが、罹災証明書の活用に関する記載がないことから、そうした独自の取組を行うことについて、ためらいがあるとの意見もある。
- こうしたことを踏まえ、大規模災害時において、迅速な減免認定を行う必要がある場合等には、罹災証明書による住宅被害の程度に基づく減免基準を設けることも考えられる旨を、総務省通知に明記することが考えられるか。

平成28年熊本地震に係る個人住民税 の減免規定の整備について

【令和2年度第1回個人住民税検討会】

令和2年8月3日

熊本市財政局税務部税制課 副課長 荒木 巖

1 経緯

- 平成28年熊本地震（以下「震災」という。）により市内の広範な地域に甚大な損害が発生。
- 災害に係る市税の減免については、熊本市税条例（以下「条例」という。）及び熊本市税条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、運用を行っているところ、震災の影響が広範に及んだことを勘案し、次の措置が求められた。

①減免申請に伴う添付書類を簡略化する等被災者の負担を緩和する措置

②減免事務を迅速かつ的確に行う措置

被災者の負担緩和

減免処理の迅速化
及び的確化

- 条例については、既存の災害減免の規定により震災への減免対応も可能であることから、改正の必要なし
- 従前の規則では①、②の措置を行うにあたり課題が発生⇒改正が必要

2 課題①

- 罹災証明書における被害の程度が半壊（被害の割合20%～40%）の場合、規則における損害の程度10分の3以上に該当するかどうか不明である。
- 罹災証明書における被害の程度判定のための調査と災害減免の可否に係る損害の程度判定調査を別に実施することは震災の規模からみて困難である。
- 減免の可否の判断には、保険金・損害賠償金等により補てんされる額等納税義務者からの申請によらなければ把握できない事項があるが、震災の規模からみて漏れなく把握することは困難である。

（罹災証明書における被害の程度）

被害の割合	20%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
被害の程度	半壊	大規模半壊	全壊

（規則における損害の程度）

前年中の合計所得金額	損害の程度	軽減又は免除の割合	
		10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下		2分の1	全額
750万円以下		4分の1	2分の1
1,000万円以下		8分の1	4分の1

2 課題②

- 罹災証明書における被害の程度が半壊以上の判定を受けた住宅の所有者である納税義務者以外の当該住宅に居住する納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族を除く）については、所有する家財に一定程度の損害を受けたと考えられるものの、罹災証明書では家財の損害は分からず減免の可否が判定出来ないため、扶養関係の有無等で不公平が生ずる。

【規則第4条第12号】

納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

3 課題の解決①

損壊した居住に係る住宅の被害の程度に基づく減免の新設（附則第4条第2号）

- 震災の規模を勘案し、被災した納税義務者の負担を軽減し、かつ減免処理を迅速かつ的確に実施するため、罹災証明書のみで減免の可否が判断できるよう規定を設けるもの。

（附則第4条第2号の規定内容）

減免事由		減免割合	
災害により居住する住宅が損壊した場合	全壊	合計所得金額500万円以下	全額
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/2
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/4
	大規模半壊	合計所得金額500万円以下	3/4
		合計所得金額500万円超750万円以下	3/8
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	3/16
	半壊	合計所得金額500万円以下	1/2
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/4
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/8

3 課題の解決②

所有に係る住宅又は家財の損害の程度に基づく減免に係る適用の区分の見直し（附則第4条第1号）

- 現行規則の規定を準用しつつ、損害の程度区分を見直し、罹災証明書における被害の程度の区分との整合性を図る形で規定を設けるもの。
- 損害の程度区分の見直しに伴い、適用範囲は拡大することとなる。

（規則第4条第12号の規定内容）

減免事由		減免割合	
災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度5/10以上	合計所得金額500万円以下	全額
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/2
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/4
	損害の程度3/10以上5/10未満	合計所得金額500万円以下	1/2
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/4
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/8

（附則第4条第1号の規定内容）

減免事由		減免割合	
災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度5/10以上	合計所得金額500万円以下	全額
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/2
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/4
	損害の程度4/10以上5/10未満	合計所得金額500万円以下	3/4
		合計所得金額500万円超750万円以下	3/8
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	3/16
	損害の程度2/10以上4/10未満	合計所得金額500万円以下	1/2
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/4
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/8

4 減免実績

- 条例における減免申請期限は納期限前7日であるところ、震災の規模等を鑑み申請期限を平成29年3月末日まで延長。
- 平成29年4月末日までにすべての審査を終えた。

内訳	件数（件）	市民税減免額（円）
現年度分	38,218	1,447,243,502
過年度分	111	1,064,980
合計	38,329	1,448,308,482

※過年度分は平成28年度中に過年度分の課税をおこなったものが減免となったもの

5 震災に限定した減免基準とした理由

- 地方税法、条例及び規則における市税の減免規定は、税負担の公平性の観点から、災害、貧困等により担税力を喪失した者、その他特別な事情がある場合に限って減免を認めており、災害の規模を鑑みず、むやみに減免の範囲を拡大することは税負担の公平性の観点から問題がある。
- 震災時における減免規定の整備は、震災の規模を鑑み、被災した納税義務者の負担の軽減に配慮しつつ、減免事務を迅速かつ的確に行うため、特例的な措置が必要との判断で実施したものであることから、震災に係る減免に限定することとした。
- なお、通常の災害における減免についても、罹災証明書における「被害の程度」と規則における「損害の程度」が異なることの課題が存在することから、罹災証明書における被害の程度は参考としつつ、損害額等を算出することとしている。

6 震災後、他の被災団体からの問い合わせの状況

記録には残っていないものの以下の災害の際、各自治体から震災時の減免規定の整備について、問い合わせがあったものと記憶している。

- 平成29年7月九州北部豪雨災害：福岡県各自治体
- 平成30年6月大阪府北部地震：高槻市
- 平成30年7月豪雨災害：広島県各自治体
- 平成30年9月北海道胆振東部地震：北海道各自治体

(参考資料)

【熊本市税条例】

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

(7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

【熊本市税条例施行規則】

(市民税の減免)

第4条 条例第33条第1項各号に規定する市民税の減免は、次の各号の定めるところによる。

(12) 納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度 前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下	2分の1	全額
750万円以下	4分の1	2分の1
1,000万円以下	8分の1	4分の1

(附則)

4 平成28年熊本地震により被災した場合における条例第33条第1項第7号の規定による市民税の減免は、第4条第12号の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

(1) 納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき平成28年熊本地震により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の2以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の平成28年度分の市民税のうち平成28年4月14日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

前年中の合計所得金額 \ 損害の程度	軽減又は免除の割合		
	10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

(2) 平成28年熊本地震により、その居住に係る住宅が、本市が行う平成28年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊又は半壊に相当する程度の被害を受けたと認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、平成28年度分の市民税のうち平成28年4月14日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

被害の程度 前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
	半壊に相当するとき	大規模半壊に相当するとき	全壊に相当するとき
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

個人住民税をめぐる最近の動向

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び
寡婦（寡夫）控除の見直し
【令和2年度税制改正】

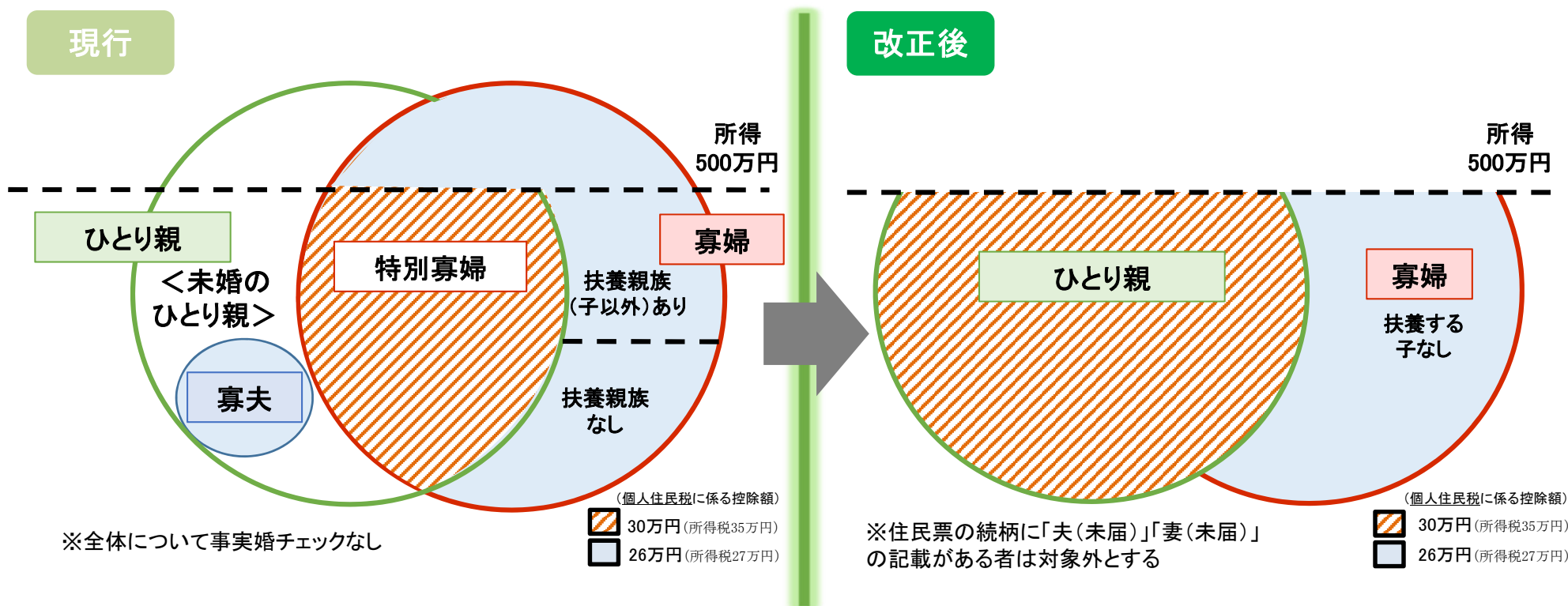
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等

令和3年度分以後の
個人住民税について適用

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

1. 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
2. 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。
 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。



【参考】 改正前後の所得控除額

〔 表中の数字は個人住民税に係る
所得控除の額(万円) 〕

現 行

改 正 後

寡婦(寡夫)控除

本人が女性

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
		子以外	26	26	26	26
	無		26	—	—	—

本人が男性

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	26	—	26	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	26	—	26	—	—
	無		26	—	—	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

※合計所得金額500万円=年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

個人住民税の人的非課税における対応

今回の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、個人住民税の人的非課税措置について、以下の見直しを行う。(令和3年度分以後の個人住民税について適用)

- ① 現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする。
- ② ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)について、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

令和元年度改正後

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)

※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く

令和2年度改正後

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親

※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く

※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

<個人住民税の人的非課税制度>

- ・ 一定の事由に該当する者については、担税力がない又は著しく小さいといった特別な事情にあることを踏まえ、これらの者に負担を求めることは適当でないとの趣旨で設けられているもの。
- ・ 非課税の範囲に該当する場合は、均等割と所得割の両方が非課税となる。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に おける税制上の措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について（地方税関係）

総務省
令和2年4月

1 徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

※ 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4 その他

- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

徴収の猶予制度の特例

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合 (注))	特 例
<p>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</p> <p>○ 原則として、担保の提供が必要。</p> <p>○ 延滞金は軽減(年1.6%)。</p>	<p>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。</p> <p>※ 前年同期比概ね20%以上の減</p> <p>※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</p> <p>○ 担保は不要。</p> <p>○ 延滞金は免除。</p>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への 寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。

(注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

(注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に指定行事証明書等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を申告書に添付。

イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る 個人住民税における対応

対 応

- 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。

税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6%※(合計最大10%)

※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8%

- 本特例を用いた寄附金控除の対象金額(対象となる寄附金額)は、所得税と同様の上限とする。

【参考】 現行の個人住民税における寄附金控除の対象(ふるさと納税を除く)

寄附金の区分		所得税	個人住民税
国に対する寄附金		○	×
指定寄附金 (公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)		○	<p style="text-align: center;">都道府県・市区町村が 条例で指定※すれば ○</p>
特定公益増進法人に対する寄附金 (独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等)		○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
NPO法人に 対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	
	② ①以外のNPO法人	×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

※ 住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

< 現行制度 >

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

【今回の所得税における対応】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じる。

- ・ 住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする等

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- ②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- ③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

対 応

- 所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- 今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。